

別表第二

		(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）	(一)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	令第129条の9第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。
			手すりの位置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実にないこと。
			機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。	通行経路の寸法が高さ1.8メートル未満又は幅0.7メートル未満であること。
			階段の状況	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと。
			機械室の戸の自閉機能の状況	戸の自閉の状況を確認する。	自閉できないこと。
	(二)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。
			壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。
			照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。
			開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
			防油堤の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があり、外部に油が流出するおそれがあること。
			標識の状況	目視により確認する。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。
			消火設備の状況	目視により確認する。	機械室又は機械室付近に消火器又は消火砂が設置されていないこと。
			手巻きハンドル等又は充電電池回路等の設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第一第一号口又は第三号ホの規定に適合しないこと。
	(三)	救出装置	下降弁等の開放の状況	下降弁等の作動の状況を確認する。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。
	(四)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。
			接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。
	(五)		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。 イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
	(六)		ヒューズ	設置の状況	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されるものと異なること。
	(七)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60ボルト又は交流25ボルト以下である	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300ボルトを超えるものにあつては0.4メガオーム、150ボルトを超え300ボルト以下のものにあつては0.2メガオーム、150ボルト以下のものにあつては0.1メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。
			接地	接地の状況	触診により確認する。
	(九)	空転防止装置	設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと。
	(十)	階床選択機	表示灯の点灯の状況	目視により確認する。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。
			呼びの応答の状況	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。
	(十一)	油圧パワーユニット	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況（油浸式のものを除く。）	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			電動機とポンプの連結部の状況（油浸式のものを除く。）	目視、聴診又は触診により確認する。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。
			ポンプのパッキン部の状況（油浸式のものを除く。）	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
			圧力計	設置の状況	制動装置告示第二第二号の規定に適合しないこと。
	(十二)		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実にないこと。
			損傷の状況	目視により確認する。	圧力表示に影響があるような損傷があること。
			安全弁	設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はブランジャーストップの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。
	(十四)	逆止弁	設置及び作動の状況	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。
	(十五)	流量制御弁	作動の状況	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。
	(十六)	油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視により確認する。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。
			作動油の状況	目視又は触診により確認する。	運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。
			作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視により確認する。	油面計の下限值未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。
	(十七)	作動油温度抑制装置	設置及び作動の状況	起動設定温度の操作又は起動信号の入力を行い確認する。	制動装置告示第四第二号若しくは第五第二号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。

(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共 通	(十八)	ストップバルブ	起動設定温度の状況	目視により確認する。
			作動の状況	目視により確認する。
	(十九)	高圧ゴムホース	油漏れの状況	目視により確認する。
			変形の状況	目視により確認する。
			油漏れ及び損傷の状況	目視により確認する。
			曲げの状況	目視により確認し又は測定する。
			可動部との接触の状況	目視により確認する。
			駆動装置等の耐震対策	目視により確認する。
	(二十)	駆動装置等の耐震対策	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
	(一)	圧力配管	取付けの状況	目視及び触診により確認する。
			劣化の状況	目視により確認する。
			油漏れの状況	目視により確認する。
			浸水の状況	目視により確認する。
			滑車の状況	目視により確認する。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。
			支点部の状況	目視及び触診により確認する。
			過速スイッチの作動の状況	目視により確認する。
			過速スイッチの作動速度の状況	目視により確認する。
			キャッチの作動速度の状況	目視により確認する。
			キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	目視により確認する。
			キャッチの作動の状況	目視により確認する。
			主索又は鎖(間接式のエレベーターに限る。)	目視により確認する。
	(二)	調速機(間接式のエレベーターに限る。)	主索の径の状況	目視により確認する。
			主索の素線切れの状況	目視により確認する。
			主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	目視により確認する。
			主索の損傷及び変形の状況	目視により確認する。
			主索又は鎖の伸びの状況	目視により確認する。
			鎖の給油及び外観の状況	目視により確認する。
			鎖の摩耗の状況	目視により確認する。
			張りの状況	目視により確認する。
			主索又は鎖の張り(間接式のエレベーターに限る。)	目視により確認する。
			主索又は鎖及び調速機ロープの取付け(間接式のエレベーターに限る。)	目視により確認する。
			主索又は鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視により確認する。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
	(六)	主索又は鎖の緩み検出装置(間接式のエレベーターに限る。)	止め金具及びその取付け部の損傷の状況 取付けの状況 作動の状況	止め金具又はその取付け部に損傷があること。 取付けが堅固でないこと。 作動しないこと。
	(七)	はかり装置(乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであつて)	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況 取付けの状況	令第129条の10第3項第四号の規定に適合しないこと。 取付けが堅固でないこと。
	(八)	ブランジャー	取付けの状況 劣化の状況	構成部材の取付けが堅固でないこと。 著しい損傷又は腐食があること。
	(九)	ブランジャーストップパー	設置及び作動の状況	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。 制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。
	(十)	シリンダー	劣化の状況 パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況 取付けの状況	著しい損傷又は腐食があること。 著しい油漏れがあること。 ナットに緩みがあること。
	(十一)	防火区画貫通部	油圧配管、電線及び作動油戻し配管の防火区画貫通部の状況	令第112条第15項又は令第129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと。
	(十二)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。 定格速度の125パーセントを超えていること。
	(十三)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと。
	(十四)	地震時等管制運転装置(特殊告示第一第四号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。)	加速度を検知する部分の取付けの状況 作動の状況	平成20年国土交通省告示第1536号第二第一号又は第二号の規定に適合しないこと。 平成20年国土交通省告示第1536号第二第三号の規定に適合しないこと。
	(十五)	降下防止装置	予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。 作動が確実でないこと。
	(十六)	換気設備等(機械室を有しないエレベーターに限る。)(※)	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。 特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。
	(十七)	制御盤扉(かごと干渉しないものを除く。)	開口部又は換気設備の設置及び換気設備の状況 設置又は開放スイッチの作動の状況	開放スイッチがあるものにおいてはその作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにおいてはその設定を確認する。 特殊告示第一第三号の口の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
かご室	(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況 可燃物の状況	目視により確認する。 目視により確認する。
	(二)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況 戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況(特殊告示第一第七号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。) 敷居とドアシュアの摩耗の状況 ドアシュアのかかりの状況	目視により確認する。 目視により確認し又は測定する。 目視により確認する。 目視により確認し又は測定する。
			戸の可燃物の状況 戸の開閉の状況 戸の反転作動の状況(動力により自閉するものに限る。) 連結ロープの状況	目視により確認する。 目視及び触診により確認する。 目視及び触診により確認する。 目視及び触診により確認する。
	(三)	かごの戸のスイッチ	取付けの状況 スイッチの作動の状況	目視及び触診により確認する。 目視及び触診により確認する。 次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。
	(四)	戸開き状態において作動する予	作動の状況	予圧時にかごが動かないことを確認する。 かごが動くこと。
	(五)	床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況 着床装置の状況	着床面からかごをおおむね50ミリメートルの位置及び75ミリメートルを超え200ミリメートルの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。 作動の状況を確認する。
	(六)	ドアブーン行き過ぎ制限装置	作動の状況	かごを着床面からおおむね300ミリメートルの位置に停止させてかごの戸を開き作動を確認する。 かごが動くこと。
	(七)	車止め、光電装置等(自動車運	光電装置の状況	作動の状況を確認する。 特殊告示第一第七号ハの規定に適合しないこと。

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
		搬用エレベーターに限る。)	車止めの設置の状況	目視及び触診により確認する。	イ 車止めがない又はその機能が確実でないこと。 ロ 車止めが変形又は摩損していること。
	(ハ)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況 押しボタン等の作動の状況	目視及び触診により確認する。 作動の状況を確認する。	取付けが堅固でないこと。 押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあつては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。
			操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。
			表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
			破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(九)	外部への連絡装置(令第129条の11の規定の適用のあるエレベーターを除く。)	設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時に外部との連絡ができるか確認する。ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの(以下「ヘリポート用エレベーター」という。))にあつては、屋上と他の出入口との連絡ができるかを併せて確認する。	イ 令第129条の10第3項第三号の規定に適合しないこと、連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと又はヘリポート用エレベーターにあつては特殊告示第一第八号ロの規定に適合しないこと。 ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
	(十)	かご内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
	(十一)	用途、積載量及び最大定員の	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
	(十二)	かごの照明装置	設置及び照度の状況	目視により確認し又は照度計により測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第一第八号の規定に適合しないこと。
	(十三)	停電灯装置(乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね1分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第129条の10第3項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。
	(十四)	かごの床先(令第129条の11の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況 フェッシャプレート取付けの状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。 目視及び触診により確認する。	令第129条の7第四号の規定に適合しないこと。 取付けが堅固でないこと。
四 か し 上	(一)	かご上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
	(二)	頂部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況 取付けの状況	設置及び作動の状況を確認する。 目視及び触診により確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。 取付けが堅固でないこと。
	(三)	上部リミット(強制停止)スイッチ(間接式のエレベーターに限る。)	設置及び作動の状況 作動の位置 取付けの状況	設置及び作動の状況を確認する。 スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。 目視及び触診により確認する。	昇降機が上昇運転できること。 ドアゾーン内で作動しないこと。 取付けが堅固でないこと。
	(四)	ブランジャーリミットスイッチ(間接式のエレベーターに限る。)	設置及び作動の状況 作動の位置 取付けの状況	設置及び作動の状況を確認する。 スイッチによりかごを停止させ、その停止位置を確認する。 目視及び触診により確認する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。 スイッチより先にブランジャーストップパーが作動すること。 取付けが堅固でないこと。
	(五)	ブランジャーストップパーで停止したときのかごの頂部すき間(間	すき間の状況	ブランジャーストップパーによりかごを停止させ、かごの頂部すき間を測定する。	昇降機の検査標準(JIS A4302)の「かご最上部の機器との頂部すき間」の規定値を満たしていないこと。
	(六)	頂部綱車(間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況 取付けの状況 音の状況	目視により確認する。 テストハンマーによる打検等により確認する。 聴診により確認する。	欠損又はき裂があること。 ナットに緩みがあること。 異常音があること。
	(七)	ブランジャー頂部綱車又は鎖車(間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況 取付けの状況 音の状況	目視により確認する。 テストハンマーによる打検等により確認する。 聴診により確認する。	欠損又はき裂があること。 ナットに緩みがあること。 異常音があること。
			鎖車と鎖のかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	かみ合いに異常があること。
	(ハ)	ブランジャーのガイドシュー等	取付けの状況 摩耗の状況	テストハンマーによる打検等により確認する。 目視、聴診及び触診により確認する。	ナットに緩みがあること。 しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。
	(九)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90パーセント未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92パーセント未満であること。
			素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉によ	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
			り谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
	(十) かごの非常救出口(特殊告示第一第七号に掲げるエレベーター)	損傷及び変形の状況 構造及び設置の状況	全長を目視により確認する。 ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	著しい損傷又は変形があること。 令第129条の6第一号又は第四号(かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあつては、特殊告示第一第一号)の規定に適合しないこと。
	(十一) かごのガイドシュー等	取付けの状況 摩耗の状況	テストハンマーによる打検等により確認する。 目視、聴診及び触診により確認する。	ナットに緩みがあること。 しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
	(十二) ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況 劣化の状況	テストハンマーによる打検等により確認する。 目視により確認する。	ナットに緩みがあること。 著しい損傷又は腐食があること。
	(十三) 施錠装置(特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。)	取付けの状況 ロック機構の状況 スイッチの作動の状況 スイッチの作動の位置 劣化の状況	目視及び触診により確認する。 作動の状況を確認する。 作動の状況を確認する。 スイッチの作動の位置を確認する。 目視により確認する。	取付けが堅固でないこと。 令第129条の7第三号の規定に適合しないこと。 令第129条の8第2項の規定に適合しないこと。 昇降機の検査標準(JIS A4302)における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。 イ 著しい損傷又は腐食があること。 ロ ロック機構に変形があること。
	(十四) 昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
	(十五) 乗り場の戸及び敷居(特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。)	可燃物の状況 戸及び敷居の構造及び設置の状況 戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の敷居とドアシューの摩耗の状況 ドアシューのかかりの状況 戸の可燃物の状況 戸の開閉の状況 戸の自閉の状況 連結ロープ及びドアクローザーロープ	目視により確認する。 目視により確認する。 目視により確認し又は測定する。 目視により確認する。 目視により確認し又は測定する。 目視により確認する。 目視及び触診により確認する。 目視及び触診により確認する。 目視及び触診により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。 変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。 平成20年国土交通省告示第1454号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。 敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。 引き戸にあつては敷居溝とドアシューのかかりが6ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。 令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。 戸の開閉が円滑でないこと。 ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。
	(十六) 昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況 ガイドレールとのかかりの状況 突出物の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。 目視により確認し又は測定する。 目視により確認する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。 令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。 令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
	(十七) 移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷があること。
	(十八) かごの戸の開閉機構	取付けの状況 開閉の状況 摩耗の状況 構成部材の取付けの状況 停電時等の手動開放の状況	目視及び触診により確認する。 目視及び聴診により確認する。 目視により確認する。 目視及び触診により確認する。 かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。 戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。 開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。 取付けが堅固でないこと。 停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。
	(十九) かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
五 乗 り 場	(一) 押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況 押しボタン等の作動の状況 表示器の状況 破損の状況	目視及び触診により確認する。 作動の状況を確認する。ヘリポート用エレベーターにあつては、鍵を用いなければ操作できないことを併せて確認する。 目視により確認する。 目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。 押しボタン等が機能しない若しくは操作が円滑に行えないこと又はヘリポート用エレベーターにあつては、特殊告示第一第八号ホの規定に適合しないこと。 表示しないこと又は表示が不鮮明であること。 表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(二) 非常解錠装置	設置及び作動の状況 取付けの状況	最上階及び最下階にあつては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあつてはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。 目視及び触診により確認する。	イ 平成20年国土交通省告示第1447号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
	(三) 乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況 気密材の取付けの状況 停電時の戸閉機能の状況 火災時の戸閉機能の状況 戸閉時間の状況(戸の面積が3平方メートル以内のものに限る。)	目視により確認する。 目視及び触診により確認する。 戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。 制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。 戸の開鎖時間を確認する。	取付けが堅固でないこと。 劣化、破損等があること。 取付けが確実でないこと。 戸が閉じないこと。 戸が閉じないこと。 昭和48年建設省告示第2563号第一第一号イの規定に適合しないこと。
	(四) 昇降路の壁又は囲いの一部を	構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第一第二号の規定に適合しないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 ビ ット	(五) 屋上の昇降路の開口部の戸(へ	可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
	(六) 屋上の柵及び警報装置(ヘリ	柵の設置及び警報装置の作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第八号ロの規定に適合しないこと。
	(七) 制御盤扉(三方枠の一部に収納	構造及び設置の状況	目視及び触診により確認する。	制御盤扉がないこと、破損していること又は施錠若しくは解錠ができないこと。
	(一) 保守用停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと、作動時にかごが動く又は自己保持しないこと。
	(二) 底部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。
	(三) 下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ(間接式のエレベーターに限る。)	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が下降運転できること。
		ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。	はね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあってはかごが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの2分の1を超えるまでに作動しないこと。
		リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
	(四) 緩衝器及び緩衝材	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		作動の状況(油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
		油量の状況(油入式のものに限る。)	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ 油量が適量でないこと。 ロ ドレン部から油漏れがあること。
	(五) 張り車(間接式のエレベーターに限る。)	作動の状況	目視及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等により運行に支障が生じていること。
	(六) ビット床	取付け及びビット床等とのすき間の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又はビット床若しくはビット機器に干渉していること。
		汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
		冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
	(七) かご非常止め装置(間接式のエレベーターに限る。)	ビット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	主索又は鎖が緩んだことを目視又は緩み検出装置の作動により確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が30分の1を超えていること。
		作動時及び復帰時の構成部材の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
	(八) かご下綱車(間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(九) シリンダー下の綱車(間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(十) 移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
		移動ケーブルとビット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとビット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとビット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがビット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の2分の1より移動ケーブルとビット床面までの距離が長くないこと。
	(十一) ビット内の耐震対策	ロープガード等の状況(間接式のエレベーターに限る。)	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
	(十二) かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。